

令和6年7月11日

令和6年度「多重債務110番」実施要領（案）

1 趣旨

多重債務問題を抱える都民が法律専門家と直接相談できる機会をさまざまな形で提供するとともに、多重債務問題は専門家に相談することで解決することを広く都民に浸透させることを目的に、東京都と都内区市町村が、東京3弁護士会及び東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）と共催で、東京都多重債務問題対策協議会参加各団体の協力を得ながら、「多重債務110番」を一斉に実施する。

2 実施期間

次に掲げる期間に実施する。

- (1) 令和6年9月2日（月）・3日（火）の2日間
- (2) 令和7年3月3日（月）・4日（火）の2日間

3 実施方法

- (1) 東京都消費生活総合センター及び都内消費生活センターにおいて、電話又は来所による多重債務相談を各センターの消費生活相談員が受け付ける。
- (2) 各センターは、次の方法により多重債務相談に対応する。
 - ア 「東京モデル」又は地域独自の取組みを活用し、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会又は東京都生活再生相談窓口に確実につなぐ。
 - イ 法律専門家を配置するセンターにおいては、相談者の状況に応じて法律専門家に引き継ぐ。その他については、消費生活相談員が対応し、相談者が抱える問題の解決を図る。

4 広報

次に掲げる方法により、広く都民への周知を図る。

- (1) 広報東京都、東京くらしWEB、X(旧 Twitter)、都庁記者クラブへの報道発表
- (2) ポスター・チラシ等の作成、配布
- (3) 区市町村及び参加協力団体の各広報媒体
- (4) その他

5 主催

東京都、都内区市町村、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）

6 協力

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口

7 自殺防止対策との連携について

本件特別相談を実施するに当たっては、自殺総合対策東京会議が実施する「自殺防止！東京キャンペーン」との連携を図る。